

大林組の企業倫理確立への取組み

1 企業倫理確立に向けて（大林組企業行動規範から抜粋）

企業は、公正な競争を通じて適正な利益を追求するという経済的存在であると同時に、人間が豊かに生活していくために貢献する、社会全体にとって有用な存在であることが求められている。とりわけ建設業は、生活・産業基盤の整備を通じ、国民生活の向上と日本経済の発展に寄与するという重要な社会的使命を担い、国及び地域社会に果たす役割は重大なものがある。そのために当社は、この社会的責務の重要性を強く認識し、単に法を遵守するにとどまらず、社会的責任を有する企業として良識をもって行動しなければならない。

これらを踏まえ、当社は「企業理念」及び「大林組企業行動規範」の下に、企業としての法令遵守はもとより、役職員一人一人が倫理観の涵養に努め、企業活動において高い倫理観を持って良識ある行動を実践する。経営トップは「企業理念」及び「大林組企業行動規範」の精神の実現が自らの役割であることを認識し、実効ある社内体制の整備を行うとともに、企業倫理の徹底を図る。

2 企業倫理プログラム

企業倫理を確立し、その定着を図るため、次の3つの取組みを行う。

(1) 企業倫理確立のための方針、基準の制定

ア 「企業理念」「大林組企業行動規範」を制定し、経営トップは当社の企業倫理への取組み姿勢を、あらゆる媒体を通じて社内外に表明する

(2) 企業倫理を徹底するための体制の整備

ア 「企業倫理委員会」の設置、「企業倫理委員会規程」の制定

- ・企業倫理委員会は「企業倫理の啓蒙」、「企業倫理遵守のための方策の策定」、「企業倫理に反する事案に関わる事実解明のための調査」及び「再発防止策の策定」を行う

イ 「企業倫理通報制度」の導入、「企業倫理通報制度運用規程」の制定

- ・通報者からの相談及び受付を行う窓口部門は、監査役会の下に執行部門から独立した組織として設置した「コンプライアンス室」とする

ウ 「企業倫理責任者」「企業倫理推進者」の設置

- ・最高責任者 社長
- ・企業倫理責任者 東京本社 : 各部門の常務担当役員
各事業部、本支店 : 各事業部長、本支店長
- ・企業倫理推進者 各部門所属長 [室長、部長、営業所長、海外事務所長、
機械工場長、工事事務所長など]

(3) 「企業倫理確立に向けた具体策」の導入、実践、検証、改善（P → D → C → A）

ア 企業倫理確立のための個別分野規定、マニュアルの整備、運用

- ・独禁法遵守プログラム、労働安全衛生マニュアル、品質マニュアルなど

イ 企業倫理確立のための研修の実施

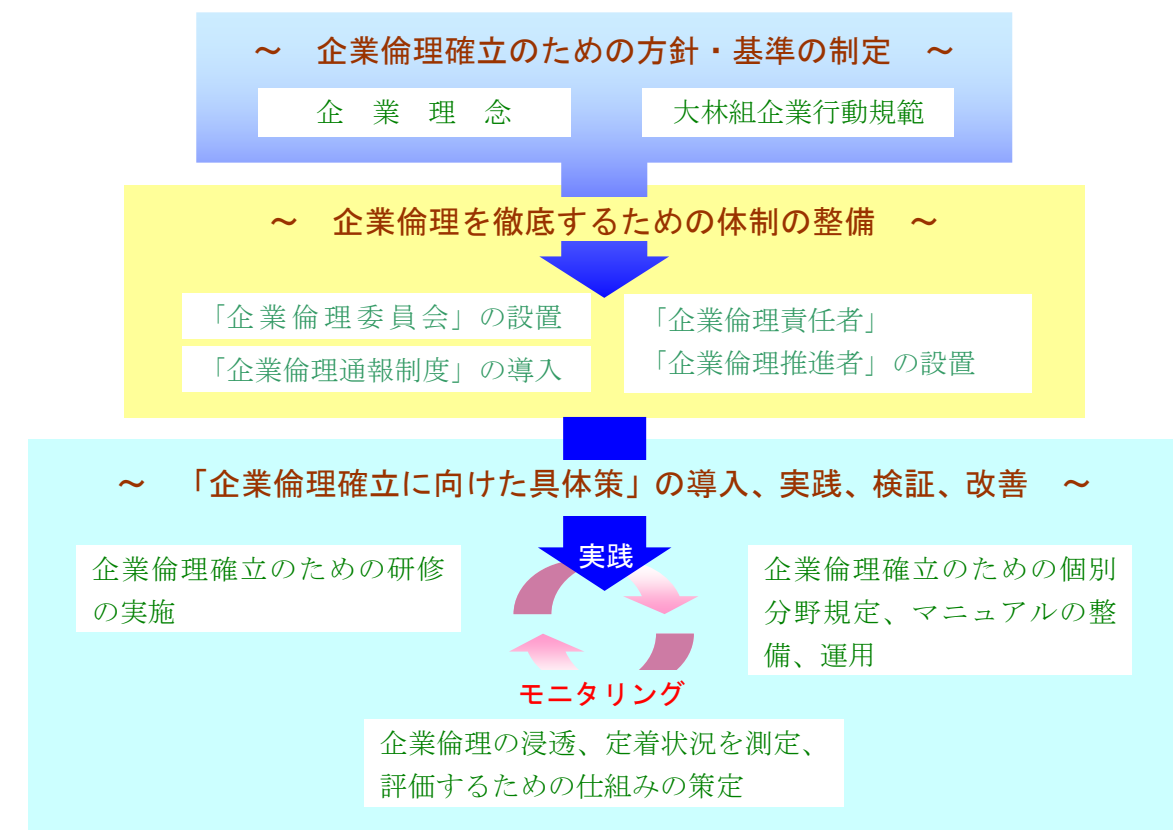
- ・役員向け社外セミナーや役職員を対象とする定期的な研修会の実施
- ・社内の企業倫理研修会で使用する教材の作成

ウ 企業倫理の浸透、定着状況を測定、評価する仕組みの策定

- ・監査役会による談合等監視プログラムや監査室による内部監査により、企業倫理プログラムの実施状況をモニタリング
- ・企業倫理推進者による自部門の定期的な企業倫理研修会とその後のeラーニングの実施
- ・職員組合の活動のなかで、企業倫理に関する組合員の意見を収集

※ 文中の赤字で記載した箇所は、今回新たに行う取組みを示しています。

《 企業倫理プログラムのイメージ 》



《 企業倫理推進体制図 》

